### 第二回型取引の適正化推進協議会 議事概要

日時:2019/9/30 (月) 13:00~15:00

場所: AP 虎ノ門 11 階 A ルーム

出席者:

〈委員〉: 細田座長、相本委員、秋葉委員、内原委員、加藤委員、今清水委員、小林委員、 高瀬委員、高橋委員、多田委員、田中(信)委員、田中(道)委員、土谷委員、 中里委員(代理)、野口委員、藤井委員、藤原委員、三原委員

〈オブザーバー〉: 森氏

〈関係省庁等〉: 中小企業庁前田長官、中小企業庁亀井取引課長、経済産業省高田製造産業局長、経済産業省大内大臣官房審議官、経済産業省製造産業局松本素形材産業室長、公正取引委員会川上企業取引課長、国土交通省斎藤船舶産業課長、中小企業庁(事務局)、経済産業省製造産業局(事務局)、公正取引委員会、株式会社帝国データバンク(事務局)、株式会社野村総合研究所(事務局)

## 1. 報告書案に関する質疑応答

- 類型 A の場合、所有権が発注側企業にあるため、受注側企業は、保管期間終了後、協議の結果、型を発注側企業へ引き渡すこととなった場合、型の製造に伴う対価として代金を受領していることから、設計書・設計図についても引き渡す必要があるか。
  - 一般論・原則論ではあるが、設計書・設計図等を含めて売買若しくは請負の対象となっていて、設計書・設計図等の対価も支払われているような場合には、設計書・設計図等も型を引き渡す際の対象となる。また、あくまでも範囲を含むのかを明確化した上で、それに沿って、型を引き渡す際の対象物も明確化することで、事後に疑義が生じないこととなるのではないか。
- 覚書については、本契約とは別に、追加して策定すべき事項であるのか、本契約を 修正して策定すべき事項であるのか。
  - どちらが望ましいかについては、本報告書の中では判断していない。覚書については、本報告書で規定された事項を取り決める際の分かりやすい参考資料として作成したものである。
- 今回の報告書案では、古い型については言及されておらず、今後製作する型の取扱いのみに言及しているように見受けられる。これでは、型取引の適正化が図られないのではないか。
  - 新規に製作する型の取扱いだけを規定しているものではなく、既存の型の廃棄についても目安等を設けて、取組を進めていくこととしているので、誤解の

ないようにしたい。

## 2. 報告書案に関する意見等

- 本報告書が規範化されるにあたり、フォローアップを行うと規定されてあるが、これは、OEMがサプライチェーン下層の事業者への影響力を有する業界を想定しているものと考えられるが、一社専属下請を前提としていない業界も多く、サプライチェーンの末端まで適正化が図られるように、発注側企業に責務を課すというのは、困難である場合もあるのではないか。
  - 本規定の趣旨は、OEM が Tier1 に対する自らの取引の適正化を図るだけで、 取組を終わらせないことが重要であるということである。OEM には Tier1 に も同様の適正化の取組を実施するよう指示等を実施してほしいということで ある。サプライチェーンの末端の企業まで、一元管理せよということを規定し ているわけではない。本取組は、やはり OEM が音頭を取らなければ適正化は 進まないと考えられるため、サプライチェーン全体での適正化のため、OEM 及び Tier1 には旗振役として、働きかけを実施する必要がある。
  - フォローアップは実態に合わせて実施していく。
- 我々の業界については、類型 A、B、C のどれに該当するかは判断がし辛い業界である。この規範が公のものになって、これに沿って取引をするとなった場合、当事者が各々、どの類型に該当するか判断し、取引を実施することとして、業界の取引全てをある特定の類型の取引に当てはめるようなことはしないでいただきたい。
- 各業界のそれぞれに特有の事情があるのは理解するが、自分の関わる取引先以外への関心が薄い状況は問題である。間接的であっても、サプライチェーン全体で取組を進め、改善を図っていくことが必要である。なお、責務は義務ではないため、強制的に実施すること規定しているものではない。
- 補給期間の前期・後期をどのように分類するのか。具体的には不動期の取扱いが最大の問題ではないか。また、供給責任の取扱いについては明確化しなければならないと考えている。

# 3. 造船業界における型取引について

#### ● 概要説明

- 造船の場合は、基本的に大量量産ではなく、一品モノの生産である。
- 造船業の場合は金型ではなく木型がメイン。鉄板を曲げる際に、木型を当てて確認していく。
- 型代金は、少額であるため、木型でコストが厳しくなるようなことは聞いていない。
- 本日の議論でいうと、造船業は類型 C に近い取引がなされていると考えてい

る。他の業界等とは大きく異なっている。

# ● 補足説明

- 船は積載物、航路によって異なるため、同じ船になることはない。
- 型取引という概念は、造船業界にはないという認識。